第二条　土壌汚染対策法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第一（第七条第一項関係）	**別表第一**（第七条第一項関係）
特定有害物質の種類	特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
別表第三（第九条第一項第二号関係）	**別表第三**（第九条第一項第二号関係）
特定有害物質の種類	特定有害物質の種類
第二溶出量基準	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・三ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
別表第四（第三十一条第一項関係）	**別表第四**（第三十一条第一項関係）
特定有害物質の種類	特定有害物質の種類
要件	要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
（略）	（略）
別表第五（第三十一条第二項関係）	**別表第五**（第三十一条第二項関係）
特定有害物質の種類	特定有害物質の種類
要件	要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
（略）	（略）